

# 参議院議員選挙が行われます

～貴重な一票を大切にしましょう～

7月25日で任期満了を迎える参議院議員の選挙が行われます（選挙期日は任期満了日の前30日以内に行うこととなっていますが、正式な日程の決定は6月上旬の見込みです）。

なお、投票は、選挙区選出議員選挙および比例代表選出議員選挙の2種類です。

## 投票できる方

日本国籍を有し、選挙期日現在、年齢満18年以上の方で、引き続き3カ月以上本市に住んでいて選挙人名簿に登録されている方。

### 【選挙権は満18歳以上に】

公職選挙法の改正により、今回の選挙から選挙権年齢が「満18歳」に引き下げられました。これにより、若い世代の意見が国や地方の政治にもっと反映されるきっかけとなりますので、18歳・19歳の皆さんも積極的に投票しましょう。

## 投票所入場券を郵送します

投票所入場券は、公示日に合わせて各家庭に郵便でお届けします。届いた投票所入場券は開封して切り離し、それぞれ本人の分をお持ちください。万一、投票所入場券が届かなかったり、無くしてしまったりした場合でも、選挙権のある方は投票することができます（投票所入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります）。

※投票所入場券が見当たらないときは、身分証明書を持参し、投票所の係員に申し出てください。

## ご利用ください 期日前投票

投票日当日に一定の理由で投票できない方は、期日前投票所（市役所敷地内）で投票することができます。利用できる期間は、公示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までです。

## 大切にしましょう 貴重な一票

投票所、期日前投票所での投票の他、身体に重度の障害のある方が自宅で投票できる郵便投票、病院や単身赴任先で投票ができる不在者投票、海外で投票ができる在外投票などの制度があります。



▶問い合わせ 行田市選挙管理委員会（内線219）

## 選挙事務の登録臨時職員を募集します

行田市選挙管理委員会では、市内で選挙が行われる際の選挙事務に従事していただける方の事前登録制度を始めます。

▶**従事期日** 行田市選挙管理委員会が指定する期日前投票日および投票日当日※選挙日程が決まった時点で従事日時を相談させていただきます。

▶**従事場所** 期日前投票所および市内の投票所

▶**業務内容** 市職員が行う選挙事務に関する補助的業務（投票用紙の交付、整理作業など）

▶**募集要件**

(1) 市内在住で18歳以上の方（高校生可）

(2) 厳正な選挙事務の執行に理解があり、業務上知り得た秘密を守ることができる方

(3) 服装や接遇に注意し、投票者に不快感を与えることなく業務を遂行できる方

▶**謝 礼** 時給900円（交通費含む）

▶**その他** 登録により必ず従事できるものではありません。

▶**申し込み** 申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、行田市選挙管理委員会へ直接提出してください。

▶**問い合わせ** 行田市選挙管理委員会（内線219）



瑞宝単光章

高橋 正和氏

(69歳・栄町)  
元ジェコー勤務



瑞宝単光章

稲葉 實氏

(75歳・真名板)  
元行田市消防団分団長



瑞宝小綬章

鈴木 民儀氏

(70歳・前谷)  
元公立高校長



瑞宝単光章

遠藤 正光氏

(71歳・谷郷)  
元県警部



瑞宝双光章

田中 章雄氏

(71歳・荒木)  
元県警部



瑞宝双光章

高橋 秀明氏

(71歳・和田)  
元県警部

# 春の叙勲

このほど、春の叙勲の受章者が発表され、行田市からは鈴木民儀氏が瑞宝小綬章、稲葉實氏と高橋正和氏が瑞宝単光章を受章されました。また、危険業務従事者として高橋秀明氏と田中章雄氏が瑞宝双光章に、遠藤正光氏が瑞宝単光章に輝きました。

## ふるさと納税に対する記念品の協力事業者を募集します

市では、ふるさと納税をした方へ特産品などの記念品を提供しており、今後、さらに記念品の拡充を図ります。

そこで、米や野菜・果物・菓子・加工食品・衣料品や市内での体験などを記念品として提供していただける事業者を募集します。協力事業者として認定された場合には、商品の写真、事業者名などを市ホームページやふるさと納税インターネットサイト「ふるさとチョイス」に掲載しますので全国へPRすることができます。

### ▶記念品の条件

- ・市内で生産、製造、加工、販売、サービスなどがされているものや生産者表示が市内の住所になっているもの。または、「行田」や「行田」を連想させる文字（忍城、古代蓮など）がパッケージなどに入っているもの（複数の商品の詰め合せも可能）。
- ・食料品については、寄付者に到着後、3～4日程度の消費期限が保障できること

※条件に適合していても記念品として適当でないと判断した場合には、認定されないことがあります。

### ▶記念品の募集区分

目安として市場価格が以下の区分に相当する記念品を募集します（いずれも消費税、梱包料および送料込み）。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・区分1……………4,000円  | ・区分6……………60,000円   |
| ・区分2……………8,000円  | ・区分7……………80,000円   |
| ・区分3……………12,000円 | ・区分8……………120,000円  |
| ・区分4……………20,000円 | ・区分9……………200,000円  |
| ・区分5……………40,000円 | ・区分10……………400,000円 |

※必要と認める場合には新たに区分を設けることがありますのでご相談ください。

### ▶協力事業者のメリット

- ・市ホームページ、ふるさとチョイス、チラシなどに記念品の画像や企業名が掲載されます。
- ・記念品発送時に自社パンフレットなどを同封することにより、自社製品をPRすることができます。

### ▶応募方法

企画政策課で配布している応募書類（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、7月15日（金）までに記念品の写真または画像データを添付の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。提出後、委託事業者と商品登録の手続きが必要になります。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課

【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▶**問い合わせ** 同課企画政策担当（内線309）